# プリオン評価書(案)

# スウェーデンから 輸入される牛肉及び牛の内臓に係る 食品健康影響評価

2015年2月

食品安全委員会 プリオン専門調査会

# 目次

	貝
<審議の経緯>	2
<食品安全委員会委員名簿>	2
<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>	2
要 約	3
I. 背景及び評価に向けた経緯	4
1. はじめに	4
2. 諮問の背景	4
3. 諮問事項	5
4. 本評価の考え方	5
II. BSEの現状	8
1. 世界のBSE発生頭数の推移	8
2. 各国のBSE検査体制	11
3. 各国の特定危険部位(SRM)	12
4. 各国の飼料規制	13
Ⅲ. 牛群の感染状況	14
1. 飼料規制等の概要	14
2. BSEサーベイランスの状況	14
3. BSE発生状況	17
牛群の感染状況のまとめ	18
IV. SRM及び食肉処理	19
1. SRM除去	19
2. と畜処理の各プロセス	19
3. その他	20
SRM及び食肉処理のまとめ	21
V. 食品健康影響評価	22
1. BSEの発生状況	22
2. 飼料規制とその効果	22
3. SRM及び食肉処理	22
4. 牛の感染実験	22
5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病( v C J D)	
6. 非定型BSE	23
7. まとめ	24
<別紙:略称>	
< 参照文献 >	
<別添資料>	28

第89回プリオン専門調査会 評価書(案)たたき台

# <審議の経緯>

**2015** 年 1月 8日 厚生労働大臣からスウェーデンから輸入される牛肉及び牛の

内臓に係る食品健康影響評価について要請、関係書類の接受

2015年 1月 13日 第544回食品安全委員会(要請事項説明)

2015 年 1月 22 日 第88 回プリオン専門調査会 2015 年 2月 27 日 第89 回プリオン専門調査会

# <食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進(委員長)

佐藤 洋(委員長代理)

山添 康(委員長代理)

三森国敏 (委員長代理)

石井克枝

上安平洌子

村田容常

# <食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>

 村上洋介 (座長)
 中村優子

 水澤英洋 (座長代理)
 中村好一

 山本茂貴 (座長代理)
 八谷如美

 門平睦代
 福田茂夫

 筒井俊之
 眞鍋 昇

 堂浦克美
 山田正仁

 永田知里
 横山 隆

# 1 要約

食品安全委員会プリオン専門調査会は、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の 内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受け、同省から提 出された評価対象国に関する参考資料等を用いて調査審議を行い、諮問内容のうち、 スウェーデンに係る(1)の輸入月齢制限及び(2)の特定危険部位(SRM)の範 囲に関する食品健康影響評価を実施した。

評価に当たっては、食品安全委員会においてこれまでに実施してきた食品健康影響評価において得られた知見のほか、牛海綿状脳症(BSE)対策の現状、SRM及び食肉処理などの関連知見に基づき、総合的に評価を実施した。

BSE については、1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数発生し、1996 年には、世界保健機関(WHO)等において BSE の人への感染が指摘された。世界の BSE 発生頭数は累計で 190,659 頭(2014 年末現在)である。発生のピークであった 1992 年には年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、飼料規制の強化等により発生頭数は大幅に減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 7 頭、2014 年には 9 頭の発生となっている。なお、スウェーデンにおいては、2006 年に 1 頭の BSE の発生が確認されている。

評価結果の概要は以下のとおりである。

現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人との種間の障壁(いわゆる「種間バリア」)の存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来する BSE プリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発症は考え難い。したがって、食品安全委員会プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のスウェーデンに係る(1)の輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関して、以下のとおり判断した。

### (1) 月齡制限

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制関値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

## (2) SRM の範囲

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。)並びに30 か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

# I. 背景及び評価に向けた経緯

#### 1. はじめに

1 2

3

4

5

6 7

8 9

1011

12

13

14

1516

1718

19

20

2122

23

24

2526

27

28

2930

3132

33 34

35

36 37

38

1990年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症(BSE)が発生し、1996年には、世界保健機関(WHO)等においてBSEの人への感染が指摘された。一方、2001年9月には、国内において初のBSEの発生が確認されている。こうしたことを受けて、我が国は1996年に反すう動物の組織を用いた原料について反すう動物への給与を制限する行政指導を行うとともに、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般のBSE対策を講じてきた。

食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、 ①「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策についてー中間とりまとめー(2004年9月)」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請 を受けて食品健康影響評価を実施し、②「我が国における牛海綿状脳症(BSE) 対策に係る食品健康影響評価(2005年5月)」及び③「米国・カナダの輸出 プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由 来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価 (2005年12月)」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健 康影響評価を実施し、④「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健 康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカ ラグア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチ ン、ホンジュラス、ノルウェー:2010年2月から2012年5月まで)」を取 りまとめた。さらには、2011年12月に厚生労働省からの要請を受けて、国 内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科 学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ食品健康影 響評価を実施し、⑤「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影 響評価(2012 年 10 月及び 2013 年 5 月)」を取りまとめた。引き続き、厚生 労働省からの要請を受け、⑥「アイルランド及びポーランドから輸入される 牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価(2013年10月及び2014年4月)」 及び(7)「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価 (2014年12月)」を取りまとめた。

今般、厚生労働省から、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請(諮問)があった。

### 2. 諮問の背景

厚生労働省から上記⑤の評価要請のあった 2011 年 12 月時点において、欧州連合 (EU) からの牛肉等の輸入については、暫定的に禁止措置が講じられてから約 10 年が経過しており、各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえ、現在のリスクの評価が必要とされてい

# 第89回プリオン専門調査会 評価書(案)たたき台

1 る。また、日本と同様の BSE 対策を実施している EU では、近年、リスク評 2 価結果に基づき、段階的な対策の見直しが行われている。

このような状況下で、2012 年 10 月には、前述の「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」(別添資料。以下「2012 年 10 月評価書」という。)において、フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限として、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価したところである。また、特定危険部位(SRM)の範囲として、頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。さらに、2013 年 10 月には、アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限及び SRM の範囲について、2014 年 4 月には、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限及び SRM の範囲について、2014 年 5 民工の範囲について、フランス及びオランダと同様の評価を行ったところである。

151617

3

4

5

6

7 8

9

10

11

1213

14

## 3. 諮問事項

厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

18 19

> スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。 (具体的な諮問内容)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 月齡制限

現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRM の範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。)並びに30か月齢超の頭部(舌、類肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

- \* 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、 腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中 仙骨稜及び尾椎を除く。
- (3)上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに 月齢の規制閾値(上記(1))を引き上げた場合のリスクを評価。

 $\frac{20}{21}$ 

22

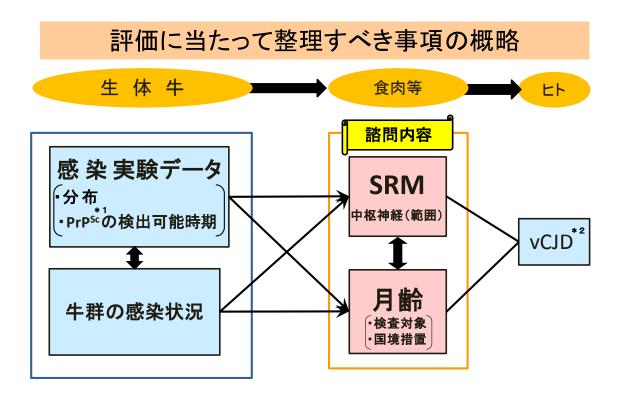
23

### 4. 本評価の考え方

3. に記載の厚生労働省からの諮問事項を踏まえ、食品安全委員会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行った。

- 1 具体的には、2012 年 10 月評価書と同様に、以下のような考え方に基づいて検討を進め、食品健康影響評価を実施することとした。その概要は図1に3 示すとおりである。なお、アイルランド及びポーランドに係る輸入条件の設定に関しても、この考え方に基づいて検討を進め、2013 年 10 月及び 2014 年 4 月に評価書を取りまとめている。
  - ・これまでのBSEのリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発生のリスクの順で検討を行う。
  - ・生体牛のリスクについては、BSE プリオンの感染性及び牛群の感染状況 について検討を行う。
  - ・BSE プリオンの感染性については、主に感染実験のデータから、異常プリオンたん白質の分布(蓄積部位:中枢神経系、その他の部位)、異常プリオンたん白質の蓄積時期(感染実験の用量の影響、感染と発症の関連等)等について検討を行う。\*
  - ・牛群の感染状況については、BSE の発生状況(月齢構成及びサーベイランスの状況)、侵入リスク(生体牛、肉骨粉等の輸入)、国内安定性(飼料規制、SRM の利用実態、レンダリングの状況、交差汚染防止対策等)について検討を行う。評価に当たっては、自ら評価で用いた手法の適用についても検討を行う。
  - ・食肉等のリスクについては、と畜場での管理状況 (SRM の除去、ピッシングの状況、と畜場での検査、と畜月齢の分布等)を確認し、SRM の範囲及び月齢 (国境措置) について検討を行う。
  - ・従来の BSE と異なる非定型 BSE について、入手できたデータの範囲内で検討を行う。\*
  - vCJD については、発生状況、疫学情報等を確認し、日本における BSE 対策によるリスクの低減等について検討を行う。\*

ただし、上記のうち、\*を記した事項については、2012年10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもって代えることとし、本評価書において再掲しないこととした。



\*1 PrPSc: 異常プリオンたん白質

\*2 vCJD:変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

# 図1 評価に当たって整理すべき事項の概略

以上のような考え方を踏まえ、BSE に関する最新の科学的知見や、BSE の発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、諮問内容のうち、スウェーデンについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えた。

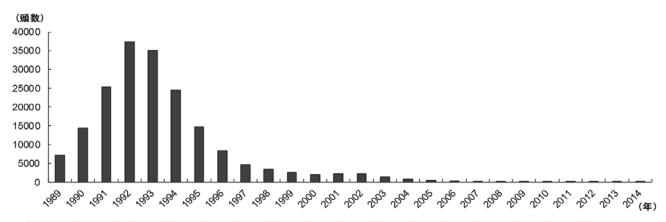
厚生労働省からの諮問においても、(1)の輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関する取りまとめを終えた後、(3)のさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、まず(1)の輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

# Ⅱ. BSEの現状

2

### 1. 世界のBSE発生頭数の推移

- 3 国際獣疫事務局(OIE)に対し報告があった BSE の発生頭数は、累計で
- 4 190.659 頭(2014 年末現在)である。発生のピークであった 1992 年には年
- 5 間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2012 年に
- 6 は 21 頭、2013 年には 7 頭、2014 年には 9 頭の発生にとどまっている(図 2)。
- 7 これは、飼料規制の強化等により主たる発生国である英国の発生頭数が激減
- 8 していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外の国における発生
- 9 頭数も減少してきていることを反映している。
- 10 これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともに BSE の発
- 11 生リスクが大幅に低下していることがうかがえる。なお、発生が最も多い EU
- 12 において確認された BSE 検査陽性牛の平均月齢については、2001 年では健
- 13 康と畜牛が76か月齢、高リスク牛が89か月齢であったが、2012年には各々
- 14 156 か月齢、178 か月齢となっており、上昇傾向にある(参照 1)。
- 15 EU 等における BSE 検査頭数 (2001~2012 年) は約 1 億 733 万頭 (表 1)
- 16 である。(参照 1)



	1992	 2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	累計
全体	37,316	 2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	9	190,659(*1)
欧州 (英国を除く)	36	 1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	7	5,972(*1)
(スウェーデン)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(フランス)	0	 239	137	54	31	8	9	8	10	5	3	1	2	_	1,023
(オランダ)	0	 24	19	6	3	2	2	1	0	2	1	0	0	0	88
(アイルランド)	18	 333	183	126	69	41	25	23	9	2	3	3	1	0	1,655
(ボーランド)	0	4	5	11	19	10	9	5	4	2	1	3	1	0	74
英国	37,280	 1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	184,625
米国	0	 0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
カナダ	0	 0	2(*2)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	20(*1,*3)
ブラジル	0	 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
日本	0	 2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	36

資料は、2015年2月20日現在のOIEホームページ情報に基づく。

\* 1:このほか、2015 年 1 月にノルウェーで 1 頭、同年 2 月にカナダで 1 頭の BSE 陽性牛が報告されている。

\*2:うち1頭はアメリカで確認されたもの。

\*3:カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

図2 世界におけるBSE発生頭数の推移

表1 EU等におけるBSE検査頭数

検査年	総計						
		健康	死亡牛	緊急	と畜前検査	臨床的に	BSE 淘汰
		と畜牛		と畜牛	異常牛	疑われる牛	(疑似患畜)
2001	8,516,227	7,677,576	651,501	96,774	27,991	3,267	59,118
2002	10,423,882	9,124,887	984,973	182,143	71,501	2,658	57,720
2003	11,008,861	9,515,008	1,118,317	255,996	91,018	2,775	25,747
2004	11,081,262	9,569,696	1,151,530	233,002	107,328	3,210	16,496
2005	10,145,325	8,625,874	1,149,356	266,748	86,826	2,972	13,549
2006	10,152,335	8,663,348	1,309,132	105,898	66,695	2,344	4,918
2007	9,737,571	8,277,202	1,313,959	103,219	39,859	1,861	1,471
2008	10,071,873	8,499,780	1,450,365	76,616	41,655	2,352	1,105
2009	7,485,918	6,294,547	1,110,975	59,594	18,906	844	1,052
2010	7,515,151	6,330,807	1,104,532	58,323	20,451	660	378
2011	6,379,811	5,278,471	1,025,930	57,861	16,743	713	93
2012	4,813,861	3,765,834	965,021	66,324	15,835	746	101
合 計	107,332,077	91,623,030	13,335,591	1,562,498	604,808	24,402	181,748

注) 2001年、2002年: EU15か国のみ

2003年: EU25 か国及びノルウェー

2004年、2005年: EU25か国及びブルガリア、ノルウェー

2006年~2011年: EU27か国及びノルウェー

2012年: EU28か国及びノルウェー

Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU.(参照 1)より作成。

## 2. 各国のBSE検査体制

各国のBSE検査体制を表2に示した。

食用目的で処理される健康と畜牛の BSE 検査は、EU では、2013 年から、ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により実施しなくともよいこととされた(参照 2)。スウェーデンは従前、72 か月齢超の健康と畜牛の検査を実施していたが、2013 年 3 月からは健康と畜牛の検査が廃止された(参照 3,4)。

表2 各国のBSE検査体制(2014年末現在)

	日本	スウェーデン	(参考) OIE
健康と畜牛など	48 か月齢超	<b>-</b> *2	*4
高リスク牛*1	24 か月齢以上の 死亡牛等 (24 か月齢未満 であっても中枢 神経症状を呈し た牛や歩行困難 牛等は対象)	48 か月齢超の 高リスク牛*3 (48 か月齢未満 であっても臨床 的に BSE を疑う 牛は対象)	30 か月齢超の 高リスク牛

<sup>\*1</sup>中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと。

<sup>\*2</sup>輸入牛は30か月齢超。

<sup>\*3</sup> 輸入牛は24 か月齢超。

<sup>\*</sup> $^4$ OIE 基準では、BSE スクリーニング検査の実施を求めていない。また、OIE が示す「管理されたリスクの国」は 10 万頭に 1 頭の、「無視できるリスクの国」は 5 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが要求される。(参照 5)

# 3. 各国の特定危険部位(SRM)

2 各国の SRM を表 3 に示した。

SRM の範囲について、EU では、中枢神経系について月齢条件を定めている。SRM のうち、腸については、EU では十二指腸から直腸までの腸管及び

5 腸間膜とされている。

6

7

1

3

4

# 表3 各国の特定危険部位(2014年末現在)

国	SRM
	・全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの
	部分に限る。) 並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除
日本	く。)及び脊髄
口本	・30 か月齢超の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、
	腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正
	中仙骨稜及び尾椎を除く。)
	・12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄
EU(スウェーデン	・30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起
を含む。)	並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)
	・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
OIE	・30 か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
(管理されたリ	・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
スクの国)	

# 4. 各国の飼料規制

各国の肉骨粉の飼料規制状況を表4に示した。

スウェーデンでは 2001 年 1 月に、交差汚染防止対策の観点から飼料規制が 強化されている。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・鶏の飼料に利用 できないように規制が強化されている。(参照 3)

6

7

1 2

3

4

5

# 表4 各国の飼料規制状況(2014年末現在)

			給与	- 飼料	
		日	本	EU(スウェー	デンを含む。)
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉	牛	×	×	×	×
骨	豚	×	0	×	×
粉	鶏	×	0	×	×

### 1 皿. 牛群の感染状況

2

3

# 1. 飼料規制等の概要

# (1) 生体牛、肉骨粉等の輸入

スウェーデンは、生体牛の輸入については、1988年10月に、英国から 4 5 の輸入が禁止された。1991年にスウェーデン農業局(SBA)の決定により、 1981 年から 1988 年までに英国から輸入された全ての牛について、BSE の 6 臨床徴候を観察するため継続的に監視下に置かれた。1996年 10 月には商 7 業的理由により英国からの輸入牛を処分することを関係業者が決定した。 8 SBA は当該牛を解剖及び焼却するため、国立獣医研究所(NVI)に輸送す 9 ることを決定した。BSE 検査の結果、全て陰性であった。また、1989年2 10 月に、アイルランドからの輸入が禁止された。1995年1月のEU加盟後は、 11 12 EU 規則に基づいて規制され、アイルランドからの生体牛の輸入禁止措置が 13 解除され、2006年には英国から EU 各国への輸出禁止措置も一定の条件を 課した上で解除された。生体牛の輸入の際には、健康証明書の添付が義務 14 15 付けられ、獣医官による検査が行われる。(参照3)

肉骨粉の輸入については、1995年1月のEU加盟後はEU規則に基づいて規制されている。動物由来副産物の輸入の際には、原料としてSRMが含まれていないことなどを記した衛生証明書の添付が義務付けられ、獣医官による確認が行われている。(参照 3)

192021

22

23

2425

26

27

28

29

31

16

17

18

#### (2) 飼料規制

スウェーデンは、1986年1月に死亡牛を飼料原料として使用することを禁止した。1991年1月に反すう動物由来肉骨粉を反すう動物に給与することが禁止された。1995年2月にはEU規則に基づき、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に給与することが禁止された。2001年1月から動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。以下同じ。)を全ての家畜に給与することが禁止された。(参照 3)

動物性油脂については、反すう動物由来で SRM を含む原料由来のもの及び不溶性不純物の含有量が 0.15%を超えるものの使用が禁止されている。

30 (参照 3)

なお、と畜場、レンダリング施設、飼料製造施設等において交差汚染の 防止対策も講じられている。(参照 3,6,7)

323334

# 2. BSEサーベイランスの状況

35 スウェーデンでは、1991 年に BSE についての届出義務が課され、1998 36 年から BSE の疫学サーベイランスを開始した。(参照 3) 1 2

3

45

6

7

8

9

10

1112

13

1415

16

17

1819

20

21

2001年1月からは EU 規則に基づき、30 か月齢超の緊急と畜牛及び死亡 牛並びに全月齢の臨床的に BSE が疑われる牛について検査が行われた。同 年7月からは、30か月齢超の無作為に抽出した健康と畜牛(年間1万頭、 ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛)、24か月齢超の緊急と畜牛及び 死亡牛並びに全月齢の臨床的に BSE が疑われる牛について検査が行われた。 2006年6月からは、健康と畜牛については30か月齢超の全ての牛が検査 対象とされた。2009年1月からは、欧州委員会決定に基づき、健康と畜牛、 緊急と畜牛及び死亡牛については48か月齢超に検査対象月齢が引き上げら れた。 2011年7月からは、健康と畜牛については72か月齢超に検査対象 月齢が引き上げられた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜 牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超の健康と畜牛、24 か月齢超の緊急と畜牛及び死亡牛の検査を実施することとされている。(参 照 3.4) スウェーデンで行われるサンプリング及び診断法は、EU 規則に準拠して いる。BSE 検査は NVI でのみ実施されており、迅速診断検査で陽性であっ た場合、ウエスタンブロット法による確定診断が実施される。(参照 3.6.8) スウェーデンの各年の BSE サーベイランス頭数を表 5 に示した。2013 年には、スウェーデン国内では30,828頭についてBSE検査が実施された。 内訳は健康と畜牛が 20,263 頭、死亡牛が 10,423 頭、緊急と畜牛が 141 頭 及び臨床的に BSE が疑われる牛が 1 頭であった。(参照 3,8)

表5 スウェーデンの各年のBSEサーベイランス頭数

		BSE 検査	<b></b> <b></b>		BSE 検査
年	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に 疑われる牛	陽性牛*
1998	_			55	0
1999	_	_		60	0
2000		_		63	0
2001	4,433	22,248	1,393	29	0
2002	12,073	23,607	1,788	29	0
2003	9,856	22,479	2,229	16	0
2004	10,318	22,849	1,924	20	0
2005	10,095	24,005	1,169	8	0
2006	112,823	19,649	320	7	1
2007	171,761	15,826	290	8	0
2008	160,426	20,685	165	2	0
2009	122,734	13,290	0	3	0
2010	106,505	12,009	21	2	0
2011	85,585	11,218	0	4	0
2012	47,851	11,248	1	4	0
2013	20,263	10,423	141	1	0

スウェーデンサーベイランス結果(参照 3,8)より作成

# 3. BSE発生状況

# (1)発生の概況

スウェーデンでは、2006 年に 1 頭の BSE 検査陽性牛が確認されている (2014 年末現在)。当該牛の概要を表 6 に示した。当該牛は 143 か月齢で、非定型 H 型 BSE であった。(参照 3,9)

5 6 7

8

9

1 2

3

4

## (2) 出生コホートの特性

前述のとおり、スウェーデンの BSE 発生例は 1 頭で、非定型 BSE であり、1994 年 3 月生まれとされている。なお、当該牛は、スウェーデンにおいて完全な飼料規制(全ての家畜への動物由来たん白質の給与禁止)が実施された 2001 年以前に生まれたものである。(参照 3,9)

1112

13

10

# 表6 スウェーデンのBSE検査陽性牛

誕生年月	確認年	月齢	区分	型
1994年3月	2006年	143 か月齢	緊急と畜牛	非定型(H型)

14

# 牛群の感染状況のまとめ

	国名	スウェーデン
国内安	飼料 給与	1991年1月:反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給与を禁止。 1995年2月:反すう動物へのほ乳動物由来肉骨粉の給与を禁止。 2001年1月:全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止。
	SRMの 利用実態	SRM:12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄、30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)、全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜全てのSRMは除去され、許可された施設で破砕された後焼却される。
性	レンダ リング の条件	1997年7月に、レンダリング施設において、133°C3気圧20分の処理を義務化。 現在、家畜飼料製造のためのレンダリング施設はない。 不溶性不純物が0.15%を超える反すう動物由来の油脂は使用が禁止されている。
	交差汚 染防止 対策	2001年1月から全ての家畜用飼料に動物由来たん白質原料の使用が禁止されており、 肉骨粉を利用している飼料工場はない。魚粉を利用している全ての飼料工場は反すう 動物用飼料製造ラインと分離されている。
<b>#</b>	ベイランス	48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査。 健康と畜牛の検査については、 2001年7月から、30か月齢超の一部(年間1万頭を抽出、輸入牛は全て) 2006年6月から、30か月齢超の全て 2009年1月から、48か月齢超の全て 2011年7月から、72か月齢超の全てと、段階的に検査対象月齢を引き上げ、 2013年3月から、自国産の健康と畜牛の検査を廃止。(輸入牛は30か月齢超の全て) OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。

### 1 IV. SRM及び食肉処理

#### 2 1. SRM除去

# (1) SRM除去の実施方法等

スウェーデンでは 12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄、30 か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)、全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜が SRM として規定されている。(参照 7)

脊髄は、枝肉の背割り後に、専用の器具又は吸引装置を用いて除去される。背割り鋸は 1 頭毎に洗浄される。また、脊髄除去後に十分な水で枝肉洗浄が行われる。(参照 6,7)

扁桃は、頭部から頬肉及び舌を切除した後、頭部につけたまま廃棄あるいは頭部から除去し廃棄している。回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は胃と分けて除去される。30か月齢超の脊柱は食肉処理場で除去される。(参照 6, 7,8)

SRM 除去の確認は国立食品局 (NFA) の獣医官により確認される。除去された SRM は目印として青色のインクで着色され、専用の容器で廃棄され、許可された処理施設で破砕された後焼却される。(参照 3,6,7)

### (2) SSOP、HACCPに基づく管理

スウェーデンでは、全ての施設において SSOP 及び HACCP が導入されている。SRM の除去、収集及び廃棄に関する各施設の手順についての監査が獣医官によって行われている。(参照 6)

### 2. と畜処理の各プロセス

### (1) と畜前検査及びと畜場におけるBSE検査

スウェーデンでは、と畜場に搬入される全ての牛について、NFAの獣医官が目視でと畜前検査を実施し、神経過敏などのBSEを疑わせる臨床症状が確認された牛は、月齢にかかわらずBSE検査が実施される。(参照7)

健康と畜牛のBSE 検査は、2001年7月からは無作為に抽出した30か月齢超(年間1万頭、ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛)、2006年6月からは全ての30か月齢超、2009年1月からは48か月齢超、2011年7月からは72か月齢超を対象として実施されていた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超を対象に実施することとされている。(参照3,4)

# (2) スタンニング、ピッシング

スウェーデンではスタンニングについて、牛の頭蓋内に圧縮空気が入る タイプのものは禁止されている。また、ピッシングは禁止されている。(参 照 6)

1 2 3. その他 3 (1)機械的回収肉(MRM) スウェーデンでは EU 規則に基づき、牛を原料とした機械的回収肉の製 4 5 造は禁止されている。(参照6) 6 7 (2) トレーサビリティ スウェーデンでは、と畜場における牛の月齢確認には個体識別された耳 8 標が使用されており、個体識別が明らかでない場合には、と畜は許可され 9 10 ない。1998年から全ての牛への耳標の装着と個体データの登録制度が導入 され、SBA のデータベースで管理されている。出生、と畜、死亡及び移動 11 があった場合には7日以内に報告し、耳標は生後20日以内に装着すること 12 13 が義務付けられている。(参照3) 14 15 (3)と畜場及びと畜頭数 スウェーデンの牛のと畜場は53施設ある(2010年現在)。(参照6) 16 17 牛の年間と畜頭数は、2009年のデータでは約45万頭であり、うち30か 月齢超が約18万頭である。なお、牛の飼養頭数は、2013年のデータによ 18

ると約150万頭である。(参照3,6)

19

# SRM及び食肉処理のまとめ

	国 名	スウェーデン
ピッシン: スタンニンと畜場での:	と畜場での検査	・と畜場に搬入される全ての牛について、NFAの獣医官が目視でと畜前検査を実施する。 ・と畜前検査において、神経過敏等のBSE様の臨床症状を示したものは、月齢にかかわらずBSE検査が実施される。 ・健康と畜牛のBSE検査は2001年7月からは無作為に抽出した30か月齢超(年間1万頭、ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛)、2006年6月からは全ての30か月齢超、2009年1月からは48か月齢超、2011年7月からは72か月齢超が対象となっていた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超を対象に実施することとされている。
ググ査	圧縮した空気 又はガスを頭蓋 内に注入する 方法による スタンニング	実施していない。
	ピッシング	実施していない。
	SRMの定義	・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄・30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
実施状況	SRMの除去	・30か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去される。 ・SRM除去は獣医官により確認される。 ・扁桃は舌及び頬肉を除去した後に頭部に残され廃棄あるいは頭部から除去され廃棄される。 ・除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄される。
等の		背割り鋸は一頭毎に洗浄
	実施方法等	脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具又は吸引装置により除去し、充分な量 の水により枝肉洗浄
		脊髄の除去は、獣医官により確認
		全ての施設においてSSOP及びHACCPが導入されている。
	MRM	製造していない。

## V. 食品健康影響評価

- 2 食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労
- 3 働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それ
- 4 により得られた知見から、諮問内容のうち、スウェーデンについて、(1)の
- 5 輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関する取りまとめを行った。

6 7

1

## 1. BSEの発生状況

- 8 世界のBSE の発生頭数は累計で190,657頭であるが、年間の発生頭数は、
- 9 1992年の37,316頭をピークに減少し、2012年には21頭、2013年には7
- 10 頭、2014年には9頭となっている(2014年末現在)。
- 11 スウェーデンでは、1頭の非定型 BSE 感染牛が確認されており、1994 年
- 12 3月生まれである。

1314

## 2. 飼料規制とその効果

- 15 スウェーデンにおいては、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のもの
- 16 を除く。)について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が2001年1
- 17 月に導入された。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてか
- 18 ら、スウェーデンでは13年以上が経過している(2014年末現在)。
- 19 また、スウェーデンにおいては、OIE が示す「管理されたリスクの国」に
- 20 要求される 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実
- 21 施されている。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛は確認
- 22 されていないことから、スウェーデンにおける飼料規制は BSE の発生抑制
- 23 に大きな効果を発揮しているものと判断した。

2425

### 3. SRM及び食肉処理

- 26 スウェーデンにおいては、OIE が「管理されたリスクの国」の貿易条件と
- 27 して定めた SRM の範囲より広い範囲を SRM と定義し、SRM の除去やピッ
- 28 シングの禁止などの食肉処理工程における人への BSE プリオンの曝露リス
- 29 クの低減措置がとられている。
- 30 したがって、牛肉及び牛内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、
- 31 BSE 対策の導入以降、飼料規制等による牛への BSE プリオンの曝露リスク
- 32 の低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

33 34

#### 4. 牛の感染実験

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

3536

### 37 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (v C J D)

38 本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

# 第89回プリオン専門調査会 評価書(案)たたき台

1	なお、vCJD は、2014 年末現任、世界中で 229 例か報告されており、近年
2	においては、2012 年に 2 例、2013 年に 1 例、2014 年に 1 例のみの発生と
3	なっている。
4	スウェーデンにおいては vCJD の発生は確認されていない。
5	
6	6. 非定型BSE
7	本事項については、2012年10月評価書のとおりである。
8	なお、 $2014$ 年末現在、スウェーデンでは $1$ 頭( $143$ か月齢)の非定型 $BSE$
9	が確認されており、H型であった。
10	

### 7. まとめ

## (1) 牛群のBSE感染状況

スウェーデンにおいては、これまで 1 頭の非定型 BSE 感染牛が確認されているが、2001 年 1 月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、BSE 感染牛は確認されていない。引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、スウェーデンにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、スウェーデンにおいては、EU の定めたサーベイランス水準を満たしており、結果としてOIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能な水準を満たしている。

# (2) BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

スウェーデンにおいては、仮に BSE プリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛における BSE プリオン摂取量は、感染実験における英国 BSE 感染牛脳組織 1g 相当以下と想定される。1g 経口投与実験では、投与後 44 か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後 42 か月目 (46 か月齢相当以上)までには検出されていない。なお、BSE の脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前7~8 か月であることから、さらに安全を考慮しても、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJD の発生については、最も多くの vCJD が発生していた英国においても、2000 年をピークに次第に減少してきている。vCJD の発生は BSE の発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJD の発症者は世界全体で大幅に減少し、2014 年には 1 名となっていることから、この間の飼料規制や SRM 等の食品への使用禁止をはじめとする BSE 対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、 日本の か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛 で発生している(確認時の年齢の幅は 歳~18 歳)。また 23 か月齢で確 認された非定型 BSE 陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積 量は、BSE プリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現

1	するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであっ
2	た。このような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の
3	牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。
4	
5	(3)評価結果
6	現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記(1)及び(2)
7	に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛
8	と人の種間バリアの存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対
9	象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠
10	位部以外)の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考
11	え難い。
12	したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちスウェ
13	ーデンに係る(1)の輸入月齢制限及び(2)の SRM の範囲に関しての
14	結論は以下のとおりとなる。
15	
16	① 月齢制限
17	スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制
18	限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非
19	常に小さく、人への健康影響は無視できる。
20	
21	② SRM の範囲
22	スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と SRM の範
23	囲が「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルの部分に
24	限る。)並びに 30 か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、
25	脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、
26	人への健康影響は無視できる。

# <別紙:略称>

略称	名称
BSE	牛海綿状脳症
EU	欧州連合
HACCP	危害分析重要管理点
MRM	機械的回収肉
NFA	スウェーデン国立食品局
NVI	スウェーデン国立獣医研究所
OIE	国際獣疫事務局
SBA	スウェーデン農業局
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
TSE	伝達性海綿状脳症
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
WHO	世界保健機関

## <参照文献>

- European Commission. Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU in 2012. 2001~2012
- European Commission. Commission Implementing Decision of 4 February 2013 amending Decision 2009/719/EC authorising certain Member States to revise their annual BSE monitoring programmes (2013/76/EU) Official Journal L 35. 2013; 6-7
- 3 スウェーデン諮問参考資料. 2-1. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform encephalopathy) Revision: August 8th, 2012.
- 4 スウェーデン諮問参考資料. 2-1-II. Surveillance of infectious diseases in animals and humans in Sweden 2013.
- 5 OIE. Terrestrial Animal Health Code. Chapter 11.4. Bovine spongiform encephalopathy. 2014
- 6 スウェーデン諮問参考資料. 1-1. Basic Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE)
- 7 スウェーデン諮問参考資料. 1-3. スウェーデン現地調査報告
- 8 スウェーデン諮問参考資料. 追加資料 1. スウェーデンBSE発生に係る資料の送付について(平成27年2月13日付け事務連絡). 2015
- D. Gavier-Widen, M. Noremark, J. P. M. Langeveld, M. Stack, A. G. Biacabe, J. Vulin, M. Chaplin, J. A. Richt, J. Jacobs, C. Acin, E. Monleon, L. Renstrom, B. Klingeborn and T. G. M. Baron. Bovine spongiform encephalopathy in Sweden: an H-type variant. J Vet Diagn Invest. 2008; 20; 2-10

第89回プリオン専門調査会 評価書(案)たたき台

# <別添資料>

プリオン評価書「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」 (2012年10月22日付け府食第931号)